

スキー学校登録規程

(根拠)

第1条 この規程は、本連盟教育本部規程第2条に基づき、本連盟所属のスキー学校・分校・教室（以下「登録スキー学校」という。）の、全日本スキー連盟（以下「SAJ」という。）公認に関する事項及び登録スキー学校としての必要事項を定める。

(申請)

第2条 登録スキー学校でSAJの公認を受けようとする場合は、公認スキー学校等設置規程、公認スキー学校等設置基準及び申請・実施要領により、申請書を含む必要書類を所属加盟団体経由で本連盟に提出し、登録を完了したスキー学校をSAJ公認校として推薦する。

(遵守事項)

第3条 登録スキー学校は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 登録スキー学校は、本連盟が進める指導法及びバッジテスト等の実施について指導助言を受けなければならない。
- (2) 本連盟が主管するスキー及びスノーボード指導者の養成事業について指定を受けた場合は、協力しなければならない。
- (3) 登録スキー学校事業は、本連盟又は加盟団体が直轄で実施する事業を除くものとする。
- (4) 登録スキー学校は、別表1及び2に示すSAJ公認料（新規のみ分校は免除）・年次登録料（新規・継続）を納入するとともに、別表3に示す「登録料」を別途納入しなければならない。

(運営)

第4条 登録スキー学校は、SAJの公認スキー学校等設置規程、公認スキー学校等設置基準及び申請・実施要領に従って運営するものとし、本連盟教育本部の指導・助言を受けるものとする。但し、スキー学校経営上の運営責任は全て申請者にある。

(バッジテスト)

第5条 登録スキー学校は、スキー及びスノーボードバッジテスト実施要項により、本連盟にバッジテスト開催届を提出し、審査・承認を得て、別表4及び5に示す認定料を納入後にテストを実施することができる。

(義務)

第6条 登録スキー学校に関して、SAJ規程の他に次の事項を定める。

- (1) スキー学校に管理者・校長・主任教師を置く。但し、兼務は妨げない。なお、本連盟が主催する会議に出席しなければならない。
- (2) 校長・主任教師は、スキー学校が所在する加盟団体に所属していなければならない。
- (3) 主任教師はSAJ公認スキー指導員・スノーボード指導員・クロスカントリー指導員のいずれかの資格を有していなければならない。なお、SAJスキー学校主任教師研修会に参加し、その課程を修了していなければならない。
- (4) 教師は、SAJ公認指導員・準指導員、SAH認定指導員の資格を有していなければならない。
- (5) 教師は、スキー学校加盟団体に所属していなければならない。但し、当該加盟団体の同意がある場合についてはこの限りではない。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。

附 則 平成17年9月19日 制定
 附 則 平成24年8月 1日 改定
 附 則 平成30年7月16日 改正
 附 則 令和 4年6月 4日 改正
 附 則 令和 4年7月29日 改正
 附 則 令和 6年7月 4日 改正
 附 則 令和 7年8月25日 改正

別表1 SAJ公認料（新規のみ）

公認スキー学校 A校	公認スキー学校 B校	公認スキー教室	公認スキー教室 (ナショナルデ モ)	公認スキー教室 (SAJデモ)	公認スキー学校 分校
50,000円	50,000円	50,000円	50,000円	50,000円	—

別表2 SAJ年次登録料（継続・新規）

公認スキー学校 A校	公認スキー学校 B校	公認スキー教室	公認スキー教室 (ナショナルデ モ)	公認スキー教室 (SAJデモ)	公認スキー学校 分校
60,000円	50,000円	100,000円	10,000円	30,000円	20,000円

別表3 道連年次登録料

公認スキー学校 A校	公認スキー学校 B校	公認スキー教室	公認スキー教室 (ナショナルデ モ)	公認スキー教室 (SAJデモ)	公認スキー学校 分校
15,000円	10,000円	10,000円	—	—	10,000円

別表4

バッジテスト（スキー・スノーボード級別、ジュニア検定、スキー・スノーボ ードオンラインバッジ）開催料	全校 20,000円
---	------------

別表5

プライズテスト開催料	全校 25,000円
------------	------------